

習志野市農業委員会総会議事録

令和7年第10回習志野市農業委員会総会は令和7年10月6日（月曜日）に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時30分

2. 委員の出欠席 16名中14名出席 欠席2名（網掛け）
(委員氏名)

| | | |
|------------|---------------|-----------|
| 1番 渡邊 喜代美 | 2番 廣瀬 克久 | 3番 市角 明彦 |
| 4番 都築 博文 | 5番 中臺 明 | 6番 金子 光雄 |
| 7番 中野 政博 | 8番 村山 茂男 | 9番 江口 勝洋 |
| 10番 三代川 浩一 | 11番 矢野 泰宏 | 12番 関口 昌弘 |
| 13番 渡邊 幸枝 | 14番 江口 明美 | |
| 会長 三代川 彦博 | 会長職務代理者 櫻井 茂雄 | |

3. 議事録署名人

7番 中野 政博 10番 三代川 浩一

4. 議案案件

議案第 1 号 生産緑地のあっせん結果について
議案第 2 号 生産緑地のあっせんについて
議案第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について

5. 報告案件

報告第 1 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第 3 号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について（第3回）

6. 閉会時間 午前 9時 50分

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>みなさん、おはようございます。 定刻となりましたので、始めさせていただきます。 10月に入りまして、農業祭まであと1ヶ月となりました。 10月12日の日曜日には、32回目を迎える市民まつり「習志野きらっと2025」が開催されます。様々な催し物が予定されておりますが、体調管理には十分ご注意いただきながら、お過ごしいただきたいと思います。 本日は、議席番号3番、市角 明彦委員、9番、江口 勝洋委員から欠席される旨のご連絡がありました。 よって、農業委員16名の内14名出席により、本日の総会は、成立いたしました。 それでは、ただ今より、令和7年第10回習志野市農業委員会総会を開催いたします。 つぎに、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により指名させていただきます。 7番、中野 政博委員、10番、三代川 浩一委員、両名を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は3件、報告件数は3件であります。 それでは、早速審議に入れます。 議案第1号生産緑地のあっせん結果についてを議案とします。 事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。</p> <p>皆様、本日もよろしくお願ひいたします。 それでは、議長のご指示により、議案第1号について説明させていただきます。 総会資料の1ページをお開きください。 議案第1号は、生産緑地のあっせん結果についてであります。 対象となりました生産緑地は、屋敷三丁目にある農地6筆と大久保二丁目にある農地1筆であり、面積は合計で3千258平方メートルであります。 申請者は、資料記載の通りでございます。 この度、対象となりました生産緑地につきましては、本年9月に開催されました令和7年第9回総会におきまして、皆様方に、生産緑地の所在地や買取り希望額等を情報提供させていただきました。 本日は、地域の農業従事者で、当該生産緑地の購入を希望された方がいらっしゃったのか、皆様方より報告を頂戴するものであります。 なお、本日のあっせん結果につきましては、総会後に市に対し回</p> |
| 事務局長 | |

| | |
|------|--|
| | <p>答いたします。 私からの説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。 本件は、対象となった生産緑地の買取り希望を確認するため、先月の総会にて、情報提供させていただいた案件です。 各地域の方から、対象地の買取り申出はございましたか。 屋敷地区の委員さん、どうでしたか。</p> |
| 中臺委員 | <p>はい、いませんでした。</p> |
| 議長 | <p>それでは買取りの申出者はいらっしゃらなかったということでよろしいでしょうか。 それでは、議案第1号生産緑地のあっせん結果については、買取り申出無しとして、市に対し回答することといたします。 事務局は、速やかに市に回答をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>それでは次に移ります。 議案第2号、生産緑地のあっせんについてを議題といたします。 事務局は議案第2号の議案説明をお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>はい。 それでは、議案第2号について、議案の説明をさせていただきます。総会資料の2ページをご覧ください。 議案第2号は、生産緑地のあっせんについてであります。 あっせんの対象となりました生産緑地は、本年8月に開催されました令和7年第8回総会におきまして、農業の主たる従事者についての証明書についてご審議いただきました生産緑地でございます。 この度、生産緑地法第10条の規定に基づき、令和7年8月29日付で所有者より市長に対して、生産緑地の買取り申し出が行われました。 その結果、市及び他の公共団体は、公共施設用地等として当該生産緑地を買い取る旨の希望が無かったことから、生産緑地法第13条の規定に基づき、農業従事者が当該生産緑地を購入するか希望を確認するため、市長から、農業委員会及びJA千葉みらい習志野支店にあっせんの依頼があったものでございます。 対象となります生産緑地の所在地、面積、買取り希望額は資料記載のとおりでございます。 なお、あっせんの結果につきましては、11月13日までに市長に回答することとなりますので、11月に開催予定の令和7年第1</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>1回総会におきまして、あっせん結果をご報告いただきます。</p> <p>また、次のページに当該生産緑地の案内図を用意いたしましたので、地域の農業従事されている方に情報提供される際には、ご活用いただければと思います。説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第2号生産緑地のあっせんについて、ご質問の有る方は、挙手をお願いします。</p> <p>ご意見・ご質問等が無ければ、委員の皆様には、地域に持ち帰り、買取り申出者がいるかをご確認いただき、次の11月総会で結果の報告を求める事になりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いを議案といたします。</p> <p>事務局は、議案第3号の議案説明をお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>それでは、議長のご指示により、議案第3号について説明させていただきます。総会資料の5ページをご覧ください。</p> <p>議案第3号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについてであります。</p> <p>この度、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの提出がありましたので、証明書発行について審議を求めるものであります。</p> <p>1番、被相続人の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。</p> <p>2番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。</p> <p>3番、申請地の所在及び面積は、鷺沼台二丁目の農地9筆と藤崎一丁目の農地1筆、藤崎七丁目の農地2筆であり、面積は、合計で8千695平方メートルであります。</p> <p>4番、申請理由は、当該農地の所有権を申請者が相続することに伴い、納税猶予の適用を受けるため申請されたものです。</p> <p>私からの説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>それでは、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、ご質問の有る方は、挙手をお願いします。</p> <p>ご意見が無いようですので、採決に移ります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、証明書を発行することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> |

ありがとうございました。
全員賛成により、議案第3号については、証明書を発行することに決しました。

議 長

次に、報告事項に移ります。
報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知です。
ご質問の有る方は、挙手をお願いします。
質問等が無ければ、次に移ります。
報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理通知です。
ご質問の有る方は、挙手をお願いします。
質問等が無ければ、次に移ります。
報告第3号は、農地転用許可後の工事進捗状況報告についてです。
ご質問の有る方は、挙手をお願いします。
よろしいでしょうか。
質問等が無ければ、以上を持ちまして、令和7年第10回習志野市農業委員会総会を終了いたします。